

議案第 29 号

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者の指定について

君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者に下記の者を指定したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 施設の名称 亀山湖畔公園
- 2 施設の位置 君津市草川原 8 6 6 番
- 3 指定管理者 君津市川俣旧川俣 8 番地  
亀山公園管理株式会社  
代表取締役 鵜田 弘樹
- 4 指定期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

令和 4 年 11 月 29 日提出

君津市長 石 井 宏 子

## 君津市立公園（亀山湖畔公園）の指定管理者となる団体の概要

- 1 名 称 亀山公園管理株式会社
- 2 代 表 者 代表取締役 鴫田 弘樹
- 3 所 在 地 君津市川俣旧川俣8番地
- 4 設 立 日 令和4年5月20日
- 5 目 的 等 次の事業を営むことを目的とする。
  - (1) 亀山湖畔公園及び緑地帯の維持管理並びに清掃
  - (2) 農作物の生産、加工、販売
  - (3) 農作物の貯蔵及び運搬
  - (4) 畜産物の製造、加工、販売
  - (5) 農産物を原材料とする加工食料品、冷凍食料品の製造、販売
  - (6) 種苗の生産及び販売
  - (7) 草刈り、樹木伐採等の事業
  - (8) 農業生産に係る作業受託
  - (9) 造園及び緑化事業の請負、設計、施工、監理
  - (10) 地域開発、環境整備に関する事業
  - (11) キャンプ場の経営
  - (12) 貸農園の運営
  - (13) 農業体験農園の運営
  - (14) 農園休憩宿泊施設の経営
  - (15) 農作物直売店の経営
  - (16) 飲食店業
  - (17) 前各号に附帯する一切の業務
- 6 構 成 員 14人